だし活＋だす活アンバサダーを活用したイベント運営及び情報発信業務

仕様書

（「だし活」による減塩ムーブメント創出事業）

１　目　的

だしのうま味で美味しく減塩を推進する「だし活」は、これまで８年間の取組により、青森県民の約８割の認知度を得た。また、令和元年度からは、野菜に含まれるカリウムを利用して体内の余分な塩分を排出する取組「だす活」を連動させ、地産地消と併せて推進している。しかし、県民の食塩摂取量や野菜摂取量などは、いまだ目標を達成していない状況にある。

このため、令和３年度には、だし活＋だす活アンバサダー大原千鶴氏を活用し、八戸市、むつ市、弘前市で、旬の野菜や「だし」を題材とした料理教室「だしカフェohara」を開催し、盛況に終わった。今年度も、メインターゲットを生活習慣等の改善で病気予防の効果が期待できる３０～４０歳代とし、前年度に実施した市以外の場所で同様のイベントを開催することにより、「だし活＋だす活」の実践を促し、青森県民の「行動変容」につなげるものである。

２　委託業務名

だし活＋だす活アンバサダーを活用したイベント運営及び情報発信業務

３　委託期間

　　契約締結の日から令和５年３月３１日(金)まで

４　委託業務の内容

（１）だし活＋だす活アンバサダーを活用したイベントの開催

　　ア　イベントの企画立案

　　　　タイトル及びロゴを含むイベント全体の内容と構成を企画する。

内容には、だし活＋だす活アンバサダーが、２～３種類程度の料理の実演をしながらレシピを紹介し、試食や参加者とのトーク、記念撮影等を含むものとする。

　　　　なお、最終的な企画は発注者が決定する。

イ　イベントの時期及び回数

　　　　令和４年８月から令和５年３月までの間に、合計３日で５回開催する。

ウ　イベントの時間

　　　　２時間程度とする。

エ　場所

　　　　青森県内３市（令和３年度に実施した八戸市、むつ市、弘前市を除く）とする。ただし、十和田市を必須とし、最終的な市は、発注者と受注者が協議し決定する。

オ　一般観客数

１回あたり３０人程度とする。ただし、十和田市については、２００人規模とする。

カ　広報

生活習慣等の改善で病気予防の効果が期待できる３０～４０歳代の方にアプローチできるよう、テレビＣＭやＳＮＳ広告等、多様な媒体を効果的に活用したものを企画すること。

キ　応募方法

独自に企画するか、発注者の指定する応募方法に従うこと。発注者の指定する応募方法による場合は、発注者が指定する業者に指定の金額を支払うこと。

ク　講師料等

　　　　だし活＋だす活アンバサダーの講師料は受注者が直接を支払うこと。

　　　　イベントに係る経費（講師料含む）は、委託料に含まれるものとする。

（２）イベントの収録・動画制作

ア　イベント動画の企画立案・制作

　　　　イベントの内容を中心とする動画を企画制作する。

　　　　企画する際には、だし活＋だす活アンバサダーが考案するレシピを紹介することや、県内の野菜等を生産する生産者等による県産食材の紹介を含むものとし、青森県が健康寿命の延伸と地産地消の推進に取り組んでいることが伝わる内容とすること。

　　　　なお、最終的な企画内容は発注者が決定する。

イ　動画の本数

　　動画の本数は５本以上とし、１本につき、１つ以上のレシピを紹介するものとする。

　　なお、最終的な本数は、受注者と協議の上、発注者が決定する。

ウ　出演者

　　　　だし活＋だす活アンバサダーは必須とする。

エ　収録場所

　　　　料理の動画を収録する場所は、基本的にイベントを行う場所とするが、スタジオ等、他の場所を使用することも可能とする。

オ　その他

　　　　だし活＋だす活アンバサダーが指定する収録スタジオを使用する場合は、指定の使用料を支払うこと。

（３）料理教室の動画配信

　　　受注者は、（２）で制作した動画を、発注者が運営するホームページに掲載する。

　　　受注者は、その動画を広く青森県民に見てもらえるようなＳＮＳ広告を制作し配信する。

　　　広告を掲載するＳＮＳは、YouTube、facebook及びinstagramとする。

（４）その他必要な業務

　　　本業務について、発注者が行う業務の補助など必要な業務を行うこと。

５　成果品

　　「４　委託業務の内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書を紙及び電子媒体（CD-R等）で１部提出すること。（著作物、デザインデータを含む。）

６　著作権

（１）受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

（２）本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

　　　また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

（３）（２）において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

（４）受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

７　その他

委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。

業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整を行うものとする。